

那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

1. 実施方針本文に関する質問及び回答

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
1	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	「新本館の整備においては、機械棟の老朽化及び那覇空港ターミナル計画等に伴う、将来の機械棟の建替えへ配慮が必要となる」とありますが、ターミナル計画についてお示しいただけるのでしょうか	那覇空港の利用状況からは、今後ターミナル地域の拡張が必要と思われますが、現時点で計画内容は確定しておりません。 しかしながら、管制部への影響要因として道路の延伸や駐車場の拡張などは考えられるところです。 従って、設備配管等の配置や敷地形状が変更となった際の正門ゲートや動線計画等柔軟性が必要と考えております。 また、敷地の形状等の変更がなされ維持管理の段階で業務の対象範囲等が変更される可能性もあります。
2	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	那覇空港での現敷地を含めた再編整備のマスタープラン等があれば、ご提示ください。	No1 の回答を参照ください。
3	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	在置する機械棟について、機械及び機器の仕様をご教示ください。	本事業において撤去を予定している熱源設備等の空調設備については入札参加資格者決定後の適切な時期に提示します。他の設備についてはその予定はありません。
4	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	上記の機械棟から新本館へ供給する設備があれば、ご教示下さい。	要求水準書（案）を参照ください。
5	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	那覇空港では、国際線旅客ターミナル及び貨物ターミナルの拡張が検討されておりとの記述がありますが、本事業への影響はないとしてよろしいのでしょうか。影響があるとしたら、具体的な事象を提示下さい。	No1 の回答を参照ください。
6	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	新本館整備完了後の改築は機械棟と記載されていますが、第一別館・第二別館は建替える予定はないのでしょうか。	第一別館、第二別館の建替えは予定していません。
7	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	将来的に、新本館と第一別館・第二別館・機械棟を繋ぐ連絡通路を建設する必要はないのでしょうか。	現時点では必要とは考えておりません。
8	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	機械棟が、管理棟設計期間に建替えになった場合、当 PFI 業務との関係をどの様に整理して実施する計画でしょうか。	機械棟の建替えは、施設整備段階では予定していません。またそれ以降実施する場合は国直轄の工事を予定しております。この際に PFI 事業の業務範囲に影響を与える場合は、事業契約及び要求水準等の調整を行う考えです。
9	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	機械棟が、管理棟施工期間に建替えになった場合、当 PFI 業務との関係をどの様に整理して実施する計画でしょうか。	No8 の回答を参照ください。
10	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	機械棟が、管理棟維持管理期間に建替えになった場合、当 PFI 業務との関係をどの様に整理して実施する計画でしょうか。	No8 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
11	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	「新本館の整備においては、機械棟の老朽化及び那覇空港のターミナル計画等に伴う、将来の機械棟の建替えへの配慮が必要となる。」とありますが、維持管理面においてはこれらの配慮は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	No1 及び No8 の回答を参照下さい。
12	2	第 1	1	(5)	①		機械棟	機械棟の建替えを将来計画しているとのことですが、具体的な建替え時期や内容、それに伴う本事業に与える影響についてご教示ください。	No8 の回答を参照ください。
13	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	「那覇空港のターミナル計画等にもなう、将来機械棟の建替えへの配慮が必要」とありますが、計画敷地の形状等、変更があるのでしょうか？それとも基幹供給処理の変更にもなう建替えになるのでしょうか。	No 1 の回答を参照ください。
14	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	「那覇空港のターミナル計画等にもなう、将来機械棟の建替えへの配慮が必要」とありますが、将来計画等は提示されるのでしょうか。	No 1 の回答を参照ください。
15	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	「新本館の整備においては、機械棟の老朽化及び那覇空港のターミナル計画等に伴う、将来の機械棟の建替えへの配慮が必要」とありますが、機械棟の建替え以外の那覇空港のターミナル計画等に伴う設計変更等が生じた場合は、国が管理するリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	国際線旅客ターミナル・貨物ターミナルの拡張に伴う現敷地を含めた再編整備の際にも、第一別館・第二別館は建替えの対象とならないのでしょうか。	No6 の回答を参照ください。
17	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	国際線旅客ターミナル及び貨物ターミナルの拡張が検討されており、現敷地を含めた再編整備が将来的に実施される可能性があるとのことですが、再編整備の計画内容は開示されるのでしょうか。また、開示されない場合の本事業提案時における具体的な配慮とは何が必要でしょうか。	No1 の回答を参照ください。
18	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	機械棟の建替え時期はいつ頃を予定していますか。また将来建替えの機械棟の配置、規模等はお示しいただけますか。	機械棟の規模は要求水準書(案)第 2 章 5 節 2 (1)「配置計画」を参照ください。その他については No8 の回答を参照下さい。
19	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	那覇空港のターミナル計画に関して、何らかの書類・データ等は公表・提示される予定でしょうか。	No1 の回答を参照ください。
20	2	第 1	1	(5)	①		機械棟の将来計画	将来建替が予定されている機械棟に関する事業が本事業に追加的に加わる可能性はあるか？	No8 の回答を参照ください。
21	2	第 1	1	(5)	①		既存の那覇管制部施設	旧本館、機械棟、第一別館、第二別館、及び解体対象施設（車庫等）についての現地見学会を開催される予定はありますでしょうか。ある場合はいつ頃でしょうか。	入札参加資格者決定後の適切な時期に行います。
22	2	第 1	1	(5)	①		再編整備計画について	「現敷地を含めた再編整備が将来的に実施される可能性がある」とありますが、その場合には機械棟以外の施設も建替えられる可能性もあるのでしょうか。	機械棟以外の建替えは、現時点では予定されていません。
23	2	第 1	1	(5)	①		全体計画の概要	機械棟建替え時に係る新本館の改修費用等の必要経費について、本事業費用に見込む必要はありますか。	現時点でそれらの経費を見込む必要はありません。ただし、将来の機械棟の建替え時における設備配管等の取り合いにかかる工事の容易性や経済性に配慮が必要となります。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
24	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	既設機械棟から新館までの電力等延長接続部分等が想定されますが、これらも事業範囲に含まれますか。	要求水準書(案)を参照ください。
25	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	保安用設備の設計及び設置工について、国との調整業務は PFI 業務に含まれますか、ご教示下さい。	含みます。
26	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	保安用設備の設計を国によって実施するとありますが、当事業の設計・施工時での国との調整業務は、当 PFI 業務に含まれているのでしょうか。	含みます。
27	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	保安用設備の設計期間が、建屋設計と全く同じ時期に想定されていますが、建屋設計の与条件としてどのように取り扱う考えでしょうか。	航空保安用電源設備の設置を直轄工事で行う諸室については、要求水準書に「直轄工事レイアウト(案)」を示します。ただし、詳細は、設計時の調整とします。
28	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	新本館施工時に国側監理者からの保安用設備の設計変更要求が発生した場合にそのリスクは、選定事業者が負わなければならないのでしょうか。	資料 1：リスク分担案の表 A-1No8 を参照ください。
29	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	上記の変更が発生した場合、その変更指示が、選定事業者にもたらされる手順はどうなっているのでしょうか。	事業契約書（案）に示します。
30	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	次期管制システムの整備設計と本事業の設計・施工時の調整業務は、当 PFI 業務に含まれているのでしょうか。	含みます。
31	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	次期管制システムの設計期間が、建屋設計と全く同じ時期に想定されていますが、建屋設計の与条件としてどのように取り扱う考えでしょうか。	次期管制システムの設置を直轄工事で行う諸室については、要求水準書に「直轄工事レイアウト(案)」をお示しする予定です。ただし、詳細は、設計時の調整とします。
32	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	施工時において、次期管制システムの整備と新本館の設計仕様と不整合が発生し、国側監理者からの設計変更要求が発生した場合にそのリスクは、選定事業者が負わなければならないのでしょうか。	No28 の回答を参照ください。
33	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	上記の変更が発生した場合、その変更指示が、選定事業者にもたらされる手順はどうなっているのでしょうか。	No29 の回答を参照ください。
34	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	国側との設計打合せをどの部局と実施していくかについては、入札説明書又は要求水準書に記載されるのでしょうか。	国土交通省航空局を予定しています。
35	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	解体設計とありますが、旧館の地下に設備幹線が含まれていた場合にそのルート変更設計は、解体設計に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	含みます。
36	2	第 1	1	(5)	②		事業スケジュール表について	表中、維持管理業務は平成 21 年 4 月業務開始と読めますが、施設引渡し後の平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月末までの期間における維持管理業務は対象外となるのでしょうか。その場合、当該発生する問題は、事業者サイドでは負えないリスクと考えます。	要求水準書(案)第 3 章及び添付資料 1-3 を参照ください。
37	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	工程表のうち、維持管理業務が平成 21 年度当初からとなっていますが、引渡し後、国が行なう機器設置工事期間は維持管理業務が不要と考えてよろしいでしょうか。	No36 の回答を参照ください。
38	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	工程表のうち、工事監理業務は新本館の建設工事及び旧本館の解体工事の期間とし、国が行なう機器設置工事、旧本館機器移設工事に関連する工事監理業務は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
39	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	役割分担の表において、新本館の建築・電気設備・機械設備のみ PFI の事業範囲と記載されていますが、国が行う保安用設備、次期管制システムの整備との整合性に関する要求水準はご提示していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を参照ください。
40	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	次期管制システム機器への切替は平成 22 年度からとなっており、その後旧本館にある機器移設とありますが、同移設対象機器には、新本館で移設後継続使用するものと、廃棄処分するものとの両方が存在するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	表において、PFI 事業と国が実施する事業とは別の事業であるとの理解でよろしいでしょうか。たとえば、PFI 事業者が設置した電力設備から、国が設置したシステムへの電力供給、PFI 事業者が設置した空調から国の設置するシステムの冷却を行う場合等の交差責任の発生はないものとの理解でよろしいでしょうか。あくまで、PFI 事業と国の事業とはリスク分担が明確になっているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を参照ください。
42	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	PFI 事業者が実施する新本館の整備業務の内、電気設備、機械設備は通常の事務所的な電気・設備工事であり、管制システム構築に必要な安全対策(バックアップ電源、セキュリティシステム等)は PFI 事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。あくまで、基幹となる管制システムに関連する重要設備は、国が整備するものとの理解でよろしいでしょうか。現時点でのお考えをお示しください。	管制システム構築への電力供給は、全て直轄事業で実施する航空保安用電源設備から供給します。
43	2	第 1	1	(5)	②		本事業に関連する整備計画の概要	施設引渡は平成 20 年 9 月頃の予定ですが維持管理開始前の期間(平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月)の維持管理は誰が行うのでしょうか。	No36 の回答を参照ください。
44	2	第 1	1	(5)	②		保安用設備の維持管理について	施設整備の概要表より、受変電設備・発電設備・CVCF 等の保安用設備は国交省が設計・設置工事を担当すると読めますが、運用開始後の維持管理業務は SPC の対象外となるのでしょうか。対象外の場合のリスク負担の考え方は？または対象の場合の維持管理のサービス対価に対する考え方は？	受変電設備・発電設備・CVCF 等の航空保安用電源設備は、維持管理業務を含めて全て直轄で実施します。なお、直轄部分の故障等に起因するリスクは国が負担します。
45	2	第 1	1	(5)	②		維持管理の業務開始日について	施設整備の概要表より、平成 20 年 9 月末予定の施設引渡し時より、平成 21 年 4 月までの間の維持管理業務は対象外でしょうか。	No36 の回答を参照ください。
46	3	第 1	1	(6)			特定事業に係る事業の概要	本事業の対象施設は、新本館(建築、建築設備)及び事業用地の外構施設(植栽を含む)、旧本館等の解体撤去と考えますが、旧本館等の解体撤去跡地の整備(設計監理を含む)及び維持管理については、本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	本事業に含みます。詳細は、要求水準書(案)を参照ください。
47	3	第 1	1	(6)			特定事業に係る事業の概要	本事業の対象施設となる、新本館と既存施設(機械棟、第一別館、第二別館)との連絡施設(建築、建築設備)はございますでしょうか。維持管理の対象範囲も含めてご教示ください。	通路等の建物の整備は必要ありませんが、建築設備等については、要求水準書(案)を参照ください。
48	3	第 1	1	(6)			特定事業に係る業務の概要	本事業における運用切換に当たって、民間が行う補助的な業務等は特段ないとの理解でよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、通常業務の範囲内にてご協力ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
49	3	第 1	1	(6)			特定事業に係る業務の概要	什器備品や管制用機器の移設は本事業に含まれないとのことですが、旧本館から新本館への移設はあるのでしょうか。当該移設がある場合、新本館に関する建物計画や維持管理業務での配慮は必要でしょうか。	什器備品及び管制機器等の移設を予定しています。建物計画や維持管理上で配慮すべき事項は、要求水準書(案)に反映していますが、段階的な移設を行う場合には維持管理業務との調整等が必要となります。
50	3	第 1	1	(6)			特定事業に係る業務の概要	本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社の登記上の所在地はどのようにお考えでしょうか。	特に指定事項はありません。
51	3	第 1	1	(6)	①		施設整備に関する業務	新本館に整備する、保安系電気設備とは新本館建屋内に設置すると、理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	3	第 1	1	(6)	①		施設整備に関する業務	国が整備する保安用電源設備(受変電設備等、発電設備、CVCF)の詳細は、要求水準書に示されると考えてよろしいでしょうか。	本事業の提案上、必要と思われる事項は要求水準書(案)に示します。
53	3	第 1	1	(6)	①		施設整備に関する業務	保安系の電気設備は除くとありますが、その理由をご教示ください。	既存設備を含めたシステム構築やリスク管理の観点から航空保安用の電源設備は、国が直轄工事で実施します。
54	3	第 1	1	(6)	①		保安系電気設備	保安系電気設備は別途 SPC 以外に航空局が発注するということか？	ご理解のとおりです。
55	3	第 1	1	(6)	①		施設整備に関する業務	国が行う新本館に整備する保安系の電気設備・次期管制システムの整備内容についてはどのようにお示しいただけるでしょうか。本事業提案時にはどのような配慮が必要でしょうか。	要求水準書(案)を参照ください。
56	3	第 1	1	(6)	①	(7)	施設整備に関する業務	「設計業務(本事業に係る工事の設計並びに必要な一切の調査)」とありますが、土地に係る測量調査、地質調査等については、要求水準書に示されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を参照ください。
57	3	第 1	1	(6)	①	(7)	施設整備に関する業務	上下水、ガス、電気の引き込み状況について各供給事業者と協議を行ってもよろしいでしょうか。窓口を設定している場合にはお示しください。	事業者の責任にて実施することを国が拒むものではありません。
58	3	第 1	1	(6)	①	(7)	施設整備に関する業務	設計業務のうち、「申請および手続き等」について行政窓口への事前相談はよろしいでしょうか。	事業者の責任にて実施することを国が拒むものではありません。
59	3	第 1	1	(6)	①	(7)	施設整備に関する業務	本計画の事業用地においては国が行なう開発行為と考え、都市計画法における開発行為（土地の区画形質の変更）の許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	開発行為の許可は不要と考えます。
60	3	第 1	1	(6)	①	(7)	施設整備に関する業務	設計業務の内、地質調査が必要だと考えますが、調査可能時期についてご教示ください。	要求水準書(案)を参照ください。なお、事業契約締結後に、事業者が自ら追加調査を行う際には、速やかに調査が可能となるよう配慮します。
61	3	第 1	1	(6)	①	(4)	特定事業に係る業務の概要	(イ)建設業務に所有権移転業務等とありますが、この登記は建物の所有権を移転すると捉えてよろしいでしょうか。(7)では、施設の保存登記は行わないとあります。	表示登記及び保存登記を行う予定はありません。
62	3	第 1	1	(6)	①	(4)	特定事業に係る業務の概要	所有権移転業務等の具体的な内容を示してください。	No61 の回答を参照ください。
63	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	解体設計は、解体撤去業務に含まれるのでしょうか。	解体撤去に必要な設計は、施設の設計業務に含みます。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
64	3	第 1	1	(6)	②		特定事業に係る業務の概要	解体撤去業務に関しては,設計業務が記載されていません。前頁の表では,旧本館解体撤去の項目に平成 21 年度実施の解体設計が含まれています。どちらが正でしょうか。	No63 を参照ください。
65	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	(旧本館、車庫等の解体撤去)とありますが、撤去工事の範囲、施設情報(施設規模、構造、詳細な図面、積算資料、特別管理産業廃棄物の有無、移設対象外の機器等)はご提示いただけるのでしょうか。公表時期も合わせてご教示ください。	解体工事の対象施設は要求水準書(案)を参照ください。なお、詳細な図面等の情報うち、機密上の配慮が必要なものは入札参加資格審査の通過者に提示します。上記以外の情報は、入札公告時に提示します。
66	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	(旧本館、車庫等の解体撤去)とありますが、撤去後の整備等、引渡し条件をご指示ください。	要求水準書(案)第 2 章 2 節 3 「解体撤去業務」に一部記載していますが、詳細は入札公告時に示します。
67	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	解体撤去する旧本館、車庫等の既存図面はいつ交付されるのでしょうか。また、アスベスト等有害物質の有無に関する情報も併せて公表いただけるのでしょうか。	No65 及び No73 の回答を参照ください。
68	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	本業務の工事監理は必要ないものとの理解でよろしいでしょうか。	解体撤去の工事監理業務は必要です。
69	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	旧本館の解体に伴う滅失登記手続は、国において行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	解体に伴う発生廃棄物の処分についての考え方は要求水準書にて明示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	解体撤去される建物に特別な取扱・管理が必要な化学物質及び廃棄物等が使用又は保管されている可能性はあるか？	アスベストの使用に関する調査は実施していません。入札参加資格者決定後に提示する一般図、仕上げ表及び現地調査において判断してください。なお、PCB について撤去済みで、アスベストの撤去・処分は SPC の業務に含まれます。
72	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	解体撤去される建物に特別な取扱・管理が必要な化学物質及び廃棄物等が使用又は保管されている場合、その撤去や移動、保管等は SPC の業務となるのか？	No71 の回答を参照ください。
73	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務（旧本館、車庫等の解体撤去）	今回の事業で解体撤去を行う旧本館、車庫等にアスベストが使用されているかの調査は実施されていますでしょうか？	No71 の回答を参照ください。
74	3	第 1	1	(6)	②		解体撤去業務	工事監理業務の範囲には旧本館の解体設計や解体工事は含まれるのでしょうか。	No63、No71 の回答を参照ください。
75	3	第 1	1	(6)	③		維持管理に関する業務	維持管理に関する業務は、①施設整備に関する業務にて行った施設、設備についてのみと理解して宜しいでしょうか。例えば、「(イ)設備運転監視業務」の対象範囲として、国の設置する保安用設備（受変電設備等、発電設備、CVCF）は含まれないのでしょうか。	要求水準書(案)を参照ください。
76	3	第 1	1	(6)	③		特定事業に係る業務の概要	当事業は,新管理棟の建設及び建物及びその周辺外部の維持管理の業務が,範囲内と考えてよいのでしょうか。既存棟の維持管理及び既存棟側敷地の維持管理は,別途になると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
77	3	第 1	1	(6)	③		維持管理に関する業務	維持管理の対象建物は、管制部管理棟（新本館）のみであり、機械棟、第一別館及び第二別館は対象外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)を参照ください。
78	3	第 1	1	(6)	③		維持管理に関する業務	食堂の運営等の付帯事業は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。また、事業者からの付帯事業の提案は可能なのでしょうか。	付帯事業は本事業には含みません。
79	3	第 1	1	(6)	③		維持管理業務	維持管理に関する業務の対象は、新本館敷地及び建物のみでしょうか。	要求水準書(案)を参照ください。
80	3	第 1	1	(6)	③		その他引越し業務	本事業に含まない引越し業務の「その他」の具体的な内容をご教示ください。	引越業務は全て直轄で実施します。
81	3	第 1	1	(6)	③	(ウ)	維持管理に関する業務	清掃業務について機器室等は専用室と考え日常・定期清掃の対象外と理解してよろしいでしょうか。一般室の実施周期等の詳細をあわせてご指示ください。	清掃業務の対象範囲は、要求水準書(案)添付資料 3-3にて後日提示します。なお、機器室等の専用室の清掃も本事業に含みます。
82	3	第 1	1	(6)	③	(オ)	修繕業務	大規模修繕業務も本事業に含まれるのでしょうか。	要求水準書に規定した機能を維持する上で、最低限必要な修繕は本事業に含みます。詳細は要求水準書第 3 章 6 節を参照ください。
83	3	第 1	1	(6)	③	(オ)	維持管理に関する業務	修繕業務について、どの程度の内容が想定されていますでしょうか。大規模修繕との区分をご指示ください。	No82 を参照ください。
84	3	第 1	1	(6)	③	(オ)	維持管理に関する業務	建築設備の修繕費用については国にて負担されると考えてよろしいでしょうか。	No82 を参照ください。
85	3	第 1	1	(6)	③	(オ)	維持管理に関する業務	修繕業務とは経常修繕との理解で宜しいでしょうか。大規模修繕との区分けを明確にお示しください。	No82 を参照ください。
86	3	第 1	1	(6)	③	(オ)	維持管理に関する業務	事業期間終了後、SPC 及び維持管理企業に発生する事務手続き等の業務内容をお示しください。	入札説明書等に示します。
87	3	第 1	1	(6)	③	(オ)	維持管理に関する業務	修繕業務の定義をお示しください。大規模修繕業務との比較も含めてお願いいたします。	No82 を参照ください。
88	3	第 1	1	(7)			事業方式及び権利関係	建物の保存登記と併せて表示登記も不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	3	第 1	1	(7)			事業方式及び権利関係	S P Cは表題登記を含め登記に関する業務を一切行なわないとの解釈でよろしいでしょうか。	No88 を参照ください。なお、要求水準書（案）第 2 章 6 節 2 (3)⑧に記載の資料作成は本業務に含みます。
90	3	第 1	1	(8)			事業期間及びサービス対価の支払	施設整備費の支払は、15 年の割賦支払となるのでしょうか。また、解体撤去費に係る対価も 15 年の割賦払いとなるのでしょうか。あるいは、解体撤去完了後の一次払いとなるのでしょうか。現時点でのお考えをお示しください。	解体工事の完了後、翌事業年度から契約終了までの割賦払いを予定しています。詳細は、入札説明書等にて示します。
91	3	第 1	1	(8)			事業期間及びサービス対価の支払	施設整備費および解体撤去費が割賦払いの場合、その支払方法は、年 1 回元利均等払いと考えて宜しいでしょうか。	詳細は入札説明書等に示します。
92	3	第 1	1	(8)	②		解体撤去費に対する対価	支払開始時期は他のサービス対価への支払時期と同時期の解体業務実施前に開始されるのでしょうか。	No90 の回答を参照ください。
93	3	第 1	1	(8)	②		解体撤去費に対する対価	当該業務に係る金利は、添付のリスク分担案資料からは施設整備に係る金利が適用されると読み取れますが、この解釈で良いのでしょうか。	解体撤去業務に対する金利は、施設整備費に係る金利とは別に規定する予定です。詳細は、入札説明書等にて示します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
94	3	第 1	1	(8)	②		解体撤去費に相当する対価	解体工事は、維持管理開始以降に発生することから、④解体撤去費に相当する対価については、①施設整備費、③維持管理費と合せて事業期間を通じた割賦払いで支払われるのではなく、解体工事終了時点での一括払いとの理解で宜しいでしょうか。	No90 の回答を参照ください。
95	4	第 1	1	(8)	③		サービス対価の支払い	維持管理にかかわる水光熱費用は国側負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	4	第 1	1	(8)	③		維持管理費に相当する対価	維持管理に係る水光熱費は国の負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	4	第 1	1	(8)	④		事業期間及びサービス対価の支払(その他費用)	その他費用とは、SPC の諸経費、利益、税金との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	4	第 1	1	(8)	④		その他の費用に相当する対価	「その他の費用」とは具体的にどのようなものを想定されておられますか。	No97 の回答を参照ください。
99	4	第 1	1	(8)	④		その他費用に相当する対価	「その他」の具体例を、お示しいただけないでしょうか？	No97 の回答を参照ください。
100	4	第 1	1	(8)	④		事業期間及びサービス対価の支払	その他の費用に相当する対価について内訳を具体的にお示しいただけませんでしょうか。	No97 の回答を参照ください。
101	4	第 1	1	(8)	④		その他の費用に相当する対価	その他の費用とはどのようなものを想定されておられますか。	No97 の回答を参照ください。
102	4	第 1	1	(8)	④		サービス対価の支払い	「その他の費用に相当する対価」とは具体的に何を指すのでしょうか。	No97 の回答を参照ください。
103	4	第 1	1	(8)	⑤		消費税等	消費税等の支払いスケジュールについては、①～④のそれぞれの対価に付随して支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	4	第 1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	(5) ①の「全体計画の概要」において、機械棟の建替えが予定されていますが、本事業期間内に実施され、PFI 事業者に追加委託されるのでしょうか。	No10 及びその他の回答を参照ください。
105	4	第 1	1	(9)			事業スケジュール	要求水準書は、いつ頃公表されますでしょうか。	平成18年6月16日に要求水準書(案)を公表済みです。
106	4	第 1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	PFI 事業の終了後も本事業に係る業務が PFI 事業者へ再委託される場合はあるのでしょうか。	現時点では未定です。
107	4	第 1	1	(9)			事業スケジュール	維持管理業務を行う期間はいつからいつまででしょうか。	維持管理業務の開始時期は、要求水準書(案)を参照ください。
108	4	第 2	2				選定の手順及びスケジュール	「入札公告」の日付を、お示しいただけないでしょうか？	現時点では確定していません。
109	5	第 2	1				民間事業者の選定に係る基本的な考え方	第一段階の入札参加資格審査では、資格審査とは別に提案書類の提出が求められることはあるのでしょうか。	資格審査に係る書類のみの提出となります。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
110	5	第 2	1				民間事業者の選定に係る基本的な考え方	第二次審査の「入札価格審査」では、応募者の入札価格が予定価格を下回っていないか確認が行われると想定しておりますが、予定価格を公表する予定はありますでしょうか。	予定価格の公表は行いません。
111	5	第 2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	既存庁舎並びに類似施設の見学会などを予定しているのでしょうか。	No21 の回答を参照ください。
112	6	第 2	4	(1)			入札説明書等の公表	入札参加資格が認められた者に開示される資料とは具体的にどのようなものでしょうか？	既存施設の詳細図面のうち、取扱いに注意を要するものを予定しています。
113	6	第 2	5		②		応募者の構成に関する要件	S P Cから直接業務を受託しない企業が、応募グループに参加することは可能でしょうか。また、その判断は当該参加企業が出資をする場合としない場合とで異なるのでしょうか。	応募グループを構成する構成員及び協力会社は、SPC から（ア）～（オ）の業務を直接受託する必要があります。
114	6	第 2	5		④		応募者の構成に関する要件	代表企業、構成員又は協力会社の変更は行わない場合、担当する業務または役割の変更は入札参加資格の確認後でも可能でしょうか。	入札参加資格審査は、代表企業、構成員又は協力会社の構成のみではなく、各企業の担当業務毎に必要な資格・実績について審査するものであり、変更は原則認められません。
115	6	第 2	5		④		応募者の構成に関する要件	①において、応募グループは構成員及び協力会社から構成され、構成員は SPC に出資を行う企業と定義されています。一方、④では、代表企業、構成員又は協力会社のそれぞれがいずれかの業務に携わることを予定しているか明らかにすることと、ありますが、構成員の定義から解釈すると構成員は必ずしも（ア）から（オ）の業務に携わらなくてもよいとの理解で宜しいでしょうか。 沖縄の経済状況を鑑みると、必ずしも多くの企業に出資する体力があるとは言えず、本事業が事業期間を通じて安定的に実施されるためには、幅広い企業を構成員とするような要件として頂きたいお願い致します。	構成員（代表企業を含む）は、SPC から直接（ア）～（オ）の業務を受託し、かつ SPC に出資する企業です。 協力会社は、SPC から直接（ア）～（オ）の業務を受託するが、SPC に出資しない企業です。
116	6	第 2	5		④		担当業務の明示	（ア）～（オ）以外に事業者が必要と思われる業務（ファイナンス組成等）を担当する構成企業（協力企業）については、応募時にその業務内容を適宜記載することは構わないでしょうか。	No113 の回答を参照ください。
117	6	第 2	5		④		再委託で業務を受託する構成企業の取り扱い	建設や維持管理業務の一部を構成員または協力企業から再委託という形で業務を受託し、かつ SPC に出資する場合、その受託企業の取り扱いをご教示ください。	No113 の回答を参照ください。 なお、応募グループを構成する構成員及び協力企業以外のものが SPC に出資することは否定しておりません。
118	7	第 2	5		⑤		応募者の構成に関する要件	工事監理業務を工事種別ごとに、構成員又は協力会社の間で分担することは可能でしょうか。	可能です。
119	7	第 2	5		⑤		応募者の構成に関する要件	上記のケースにおいて、建設工事で、ある工種を担う建設会社と⑨の子会社同士の関係にある設計会社が同工種以外の監理業務を担うことが可能でしょうか。	認められません。
120	7	第 2	5		⑤			一社で、応募グループの「構成員」と「協力会社」を兼ねることは可能でしょうか？	特定の企業が、複数の業務を受託することは可能ですが、SPC に出資した場合は「構成員」、出資をしない場合は「協力会社」となるため「構成員」と「協力会社」を兼ねることはありません。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答	
	頁	項								
121	7	第 2	5		⑧		ただし、応募グループの	資本関係または人的関係にある企業Aと企業aが、それぞれ別の応募グループに、協力会社として参加することは認められる、との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
122	7	第 2	5		⑧ ⑨		代表企業、構成員又は協力企業	⑧において、当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと、資本関係又は人的関係のあるものが他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認められない、とございますが、「⑨(イ)(A)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合」とは、例えば、一方の会社の取締役が他方の非常勤監査役を兼ねている場合については、これに該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	入札の公平性を担保するため、常勤・非常勤等を問わず、全ての役員について不可とします。 なお、建設業務と工事監理業務の兼務等については、代表権を有する役員を兼ねている場合に限定するものとし、入札説明書へ反映します。	
123	7	第 2	5		⑨	(イ)	(A)	人的関係について	平成14年の商法改正により、取締役会の監督機能強化・監査役の独立性強化のため、社外取締役・社外監査役の設置が義務付けられております。この社外取締役及び社外監査役も「人的関係がある者」に該当するのでしょうか。	No122の回答を参照ください。
124	7	第 2	5		⑨		(ウ)	その他入札の適正さが阻害されると認められる場合	(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係とは具体的にどのような判断基準によればよいのでしょうか。	具体的な想定はしておりません。具体的な想定がありましたら、入札公告時にご質問ください。
125	8	第 2	6	(1)	④			応募者の参加資格要件：共通要件	入札参加表明書の提出期限の日から落札者決定までの期間に代表企業、構成員、協力企業の何れかが指名停止措置を受けた場合、応募グループ全体が参加資格を失うのでしょうか。指名停止企業が応募グループから脱退し、且つ残った企業群によって応募グループとしての参加資格を満足する場合は入札参加者として存続することは認められるのでしょうか。ご教示願います。	指名停止措置を受けた時点で応募グループ全体が参加資格を失います。
126	8	第 2	6	(1)	④			応募者の参加資格要件：共通要件	入札参加表明書の提出期限の日から落札者決定までの期間に代表企業、構成員、協力企業の何れかが指名停止措置を受けた場合、構成員、協力企業の入替え並びに代表企業が指名停止措置を受けた場合の代表企業の変更は認められるのでしょうか。ご教示願います。	No125の回答を参照ください。
127	8	第 2	6	(1)	④			応募者の参加資格要件：共通要件	航空局長より、どの地域で指名停止措置を受けた場合、参加資格要件に欠格するのでしょうか。ご教示願います。	関東・甲信越地域及び沖縄地域です。
128	8	第 2	6	(1)	④			指名停止期間の確認	「入札参加表明書の提出期限の日から落札者の決定までの期間」に指名停止を受けていないこととありますが、落札者決定の翌日から事業契約締結までの間に指名停止を受けた場合でも、その応募グループは失格にならないという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に基本協定書(案)に示します。
129	8	第 2	6	(2)				応募者の参加資格要件：個別要件	解体撤去業務について、資格要件、実績要件等は設定されないとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等に示します。
130	9	第 2	6	(2)	①	(エ)		応募者の参加資格要件：個別用件(設計者)	設計者の施工実績並びに配置予定技術者の工事实績として認められるのは一般民間企業発注の工事にも含まれるのでしょうか、併せて工事監理者、建設者についてもお聞かせ下さい。	入札説明書等に示します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
131	9	第 2	6	(2)	①	(エ)	応募者の参加資格要件：個別用件(設計者)	設計者の施工実績及び配置予定技術者の実績要件は入札説明書に示すという事でございますが、出きるだけ早く実績要件をお示し願いませんでしょうか。また他に携わっている設計業務の手持業務との兼務が認められる件数も含めてお聞かせ願います。併せて工事監理者についても同様にお伺い致します。	入札説明書等に示します。
132	9	第 2	6	(2)	③	(7)	一般競争参加資格の認定	「航空局における」とは、「国土交通省大臣官房会計課長」発行の資格決定通知書にて参加しようとする業種：建設工事 希望部局：航空 の記載があれば、要件は満たしているのでしょうか。	満たします。
133	9	第 2	6	(2)	③	(4)	経営事項評価点数	「一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)」について算定した点数(経営事項評価点数)・・・とありますが、「国土交通省大臣官房会計課長」発行の資格決定通知書に記載されている総合数値との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	9	第 2	6	(2)	③	(7)	建設業務を担当する者	建設業務を複数の企業で実施する場合、各企業が担当工事種別の資格を満たしていれば、SPC からの発注形態等(複数企業による共同企業体とするなど)については、事業者の判断でよろしいでしょうか。	各企業が担当工事種別の資格を満たしている場合、SPC からの発注形態として、建設業務を担当する複数の企業で構成する特定建設共同企業体との契約とすることについては構いません。
135	9	第 2	6	(2)	③	(エ)	各工事を複数の者が共同実施する場合	建設業務(建築、管、電気)を 2 社で分担して行う場合、1 社は、建築工事業、管工事業について経営事項評価点数、共通要件、実績要件を満たしており、もう 1 社は、建築工事のみ経営事項評価点数、共通要件、実績要件を満たしていれば、2 社とも構成企業あるいは協力企業として SPC から各々単独で直接受注することは可能ですか。	建設業務を複数の企業で実施する場合、建築工事に携わるすべての会社が建築工事の要件、管工事に携わるすべての会社が管工事の要件、電気工事に携わるすべての企業が電気工事の要件を満たしている必要があります。
136	9	第 2	6	(2)	③	(エ)	各工事を複数の者が共同実施する場合	建設業務(建築、管、電気)を 2 社で分担して行う場合、1 社は、建築工事業、管工事業について経営事項評価点数、共通要件、実績要件を満たしており、もう 1 社は、建築工事のみ経営事項評価点数、共通要件、実績要件を満たしている場合、2 社で構成する建築の共同企業体として SPC から電気を直接受注することは可能ですか。	No135 の回答を参照ください。
137	9	第 2	6	(2)	③	(エ)	各工事を複数の者が共同実施する場合	建設業務(建築、管、電気)を 2 社で分担して行う場合、1 社は、建築工事業、管工事業、電気工事業について経営事項評価点数、共通要件、実績要件を満たしており、もう 1 社は、建築工事のみ経営事項評価点数、共通要件、実績要件を満たしている場合、2 社で構成する建設共同企業体として SPC から建設業務（建築、管、電気）を一括で直接受注することは可能ですか。	No135 の回答を参照ください。
138	9	第 2	6	(2)	③	(オ)	応募者の参加資格要件：個別用件(建設者)	配置予定技術者は、本事業の常駐である必要はありますか。	常駐して下さい。
139	9	第 2	6	(2)	④	(4)	維持管理業務を実施するのに必要な資格	維持管理業務を実施するにあたって、必要な資格（許可・登録・認定など）を有するとは、警備業法第 4 条以外にどのような資格が求められるのでしょうか。	入札説明書等に示します。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
140	9	第 2	6	(2)	④	(イ)	維持管理業務を実施するのに必要な資格	P3(6)③「維持管理に関する業務」の(ア)～(オ)の項目毎に、必要な資格がございましたらご提示下さい。	入札説明書等に示します。
141	9	第 2	6	(2)	④	(イ)	維持管理業務に必要な資格	維持管理業務を実施するにあたって、必要な資格(許可・登録・認定など)とありますが、具体的にどの資格かお示しください。	入札説明書等に示します。
142	9	第 2	6	(2)	④	(イ)	維持管理業務を実施するのに必要な資格	資格を必要としない業務を構成員として担う場合、本要件を満たす必要はあるでしょうか。	維持管理業務を担当する者は、参加資格要件を満たす必要があります。
143	9	第 2	6	(2)	④	(イ)	必要な資格の詳細について	維持管理業務を実施するにあたって、必要な資格(許可・登録・認定など)を有することがあるのが、具体的な許可・登録・認定の要件をお示し下さい。	維持管理業務を実施するにあたり事業者が法律等により有しているべき必要な資格を想定しています。
144	9	第 2	6	(2)	④	(ウ)	維持管理業務を複数の者が分担して実施する場合	維持管理業務を 2 社で分担して行う場合、3 ページの「③維持管理に関する業務」の(ア)～(オ)の 5 項目のうち、例えば、1 社は 4 項目について必要要件、資格を満たしており、もう 1 社は、残り 1 項目についてのみ必要要件、資格を満たしていれば、2 社とも構成企業あるいは協力企業として SPC から各々単独で直接受注することは可能ですか。	個別の業務において必要な資格を有していれば良い。特定の業務を 2 社で分担して行う場合は、それぞれが要件を満たす必要あり。ただし、この場合は、主たる業務受託者を明確にすること。
145	9	第 2	6	(2)	④	(ウ)	維持管理業務を複数の者が分担して実施する場合	維持管理業務を実施するにあたって、必要な資格(許可・登録・認定など)は、維持管理業務の参加申請を行う企業が有する必要があるのか、下請企業でもよいのかお示し下さい。	構成員及び協力会社が必要とする資格要件は、入札説明書等に示します。
146	9	第 2	6	(2)	④	(エ)	維持管理業務者の要件	維持管理業務を担当する者は、別に示す入札説明書の「実施要件」を満たすこと、とありますが、「実績要件」のことでしょうか。「実施要件」であれば、どのようなものを想定されておられますか。	「実績要件」の誤りです。
147	9	第 2	6	(2)	④	(エ)	応募者の参加資格要件: 個別要件(維持管理業務を担当する者)	入札説明書に示す実施要件を満たすこととありますが、実施要件としてはどのような内容を想定されておられますでしょうか。	No146 の回答を参照ください。
148	9	第 2	6	(2)	④	(エ)	維持管理業務を担当する者の実施要件	維持管理業務について、入札説明書の実施要件を満たすこととありますが、設計業務、建設業務と同様に、実績要件が示されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	10	第 2	7	(1)			審査の概要	事業者選定をおこなう審査員メンバーは入札公告にて公表されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
150	10	第 2	7	(1)			審査の概要	「那覇航空交通管制部管理棟建替整備等有識者委員会」とありますが構成(人員等)、メンバーは公表されるのでしょうか。	No149 の回答を参照ください。
151	10	第 2	7	(1)			審査の概要	那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業有識者等委員会のメンバーをお教え願います。	No149 の回答を参照ください。
152	10	第 2	7	(1)			審査の概要	審査員及び「那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業有識者等委員会」のメンバーは公表されるのでしょうか？	No149 の回答を参照ください。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
153	10	第 2	7	(2)			審査方法	審査においてヒアリング等プレゼンテーションの実施は予定されているのでしょうか。予定されている場合、入札公告にて日時等、公表されるところと考えてよろしいでしょうか。	第二次審査において、ヒアリング等を行う予定としておりますが、日時等は、第二次審査の価格審査後に価格審査の通過者に対して通知する予定です。
154	10	第 2	7	(2)			審査方法	入札公告において「落札者決定基準」等により、加点項目および配点等の詳細が公表されるところと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	10	第 2	8	(2)			事業契約の概要	「事業契約は、設計、建設および維持管理業務等を包括的かつ詳細に規定する」とありますが、維持管理業務等の「等」とは工事監理業務、解体撤去業務を示すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	10	第 2	8	(2)			事業契約の概要	基本協定書(案)、事業契約書(案)は入札公告時に公表されるところと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	10	第 2	8	(3)			選定事業者の株主構成等について	落札者として選定された応募グループの構成員以外も選定事業者たるSPCに出資することができるのですが、ここでの構成員以外の出資者は入札参加資格時点にて社名を記載する必要があるのでしょうか。落札者になった後で、出資者としてグループに参加してもよろしいのでしょうか。	資格審査の対象にはなりません、入札提案書の提出時に明確になっていることが望まれます。なお、基本協定の締結時には、SPCの株主構成が確定していることが必要となります。
158	10	第 2	8	(3)			選定事業者の株主構成等について	構成員以外の出資者については、特に参加資格は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで結構ですが、事業の円滑な実施への配慮願います。
159	11	第 3	1				リスク分担の考え方	「資料 1(リスク分担)」の表 A-1 で、No.9 直轄工事の遅れ、国の事由による完工遅延は国が管理するリスクとなっていますが、工事だけでなく、設計段階の調整事項についてもこれに該当するものと考えてよろしいでしょうか。	国の事由による場合は、ご理解のとおりです。
160	11	第 3	1				リスク分担の考え方	入札公告時に、修正されたリスク分担表が公表になるという理解でよろしいでしょうか。	修正がなされた場合は、公表します。
161	11	第 3	2				選定事業者の責任の履行に関する事項	「国は事業契約締結にあたって契約の履行を確保するために、次のいずれかの方法による事業契約の保証を選定事業者に求める」とありますが、その方法は選定事業者が選択するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	11	第 3	2				選定事業者の責任の履行に関する事項	「国は事業契約締結にあたって契約の履行を確保するために、次のいずれかの方法による事業契約の保証を選定事業者に求める」とありますが、総事業費に対する保障という考えでよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
163	11	第 3	3	(3)	④		維持管理段階	「随時および定期的に業務の実施状況を確認する」となっていますが、どのくらいの周期で確認するのをお示しください。	入札説明書等に示します。
164	12	第 3	3	(1)			モニタリングの目的	「選定事業者の財務状況を把握」とありますが、把握した結果、どのようなアクションを想定されているのでしょうか？	入札説明書等に示します。
165	12	第 3	3				事業の実施状況のモニタリング	国が行うモニタリング費用の負担についてはどのようにお考えでしょうか。	事業者が国に提出すべき資料等の作成は、事業者の負担となります。提出すべき資料等については、入札説明書等に示します。
166	12	第 3	3	(3)	②		工事監理	工事監理者は常駐する必要があるでしょうか。	常駐して下さい。

No	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	項							
167	13	第 4	1				対象敷地の立地に関する事項	地域地区・建蔽率・容積率に関して記載されている内容が、現状の規制内容と合致していますでしょうか。市街化調整区域/60%/200%の規制内容ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、実施方針に記載した規制条件は誤りで、正しくは、要求水準書(案)の第 2 章 3 節 1 「敷地条件」を参照ください。
168	13	第 4	1				対象施設の立地に関する事項	都市計画区域内の無指定区域と記述されておりますが、無指定区域とは市街化調整区域と理解して宜しいでしょうか。	No167 の回答を参照ください。
169	13	第 4	1				対象敷地の立地に関する事項	地域地区が市街化調整区域の場合、民間業者の庁舎建設計画を認可してもらうには、どのような申請を経て建設可能と出来るのでしょうか。	都市計画法上の申請はないものと考えています。
170	13	第 4	1				対象施設の立地に関する事項	事業用地については、どのような状態で建設着手できるのでしょうか。事業用地内に既存の建家（基礎共）・舗装・植栽・フェンス・地中埋設物、汚染土などが発見された場合には土地の瑕疵と考えてよろしいでしょうか。	前段は、新たに加わる敷地にあるプレハブ等の仮設物を撤去した状態にて事業者引き渡すことを予定しています。 後段は、国が事業者に対して入札手続において提供した本件土地に関する情報及び現場確認の機会に知り得た情報（以下本条において「土地情報」という。）から合理的に推測できる本件土地の瑕疵については、事業者の責任及び費用にて対応していただくことを予定しています。
171	13	第 4	1				対象施設の立地に関する事項	建設期間は無償とのことですが、維持管理期間中の本件土地の扱いについてお示しください。土地については行政財産の無償貸付ではないとのことでしょうか。また、民有地と国との借地契約上の権利・義務が PFI 事業に何ら影響することはないものとの理解でよろしいでしょうか。	本事業は、BTO 方式であるため、維持管理期間中に本件土地を事業者へ貸し付ける予定はありません。 後段は、ご理解のとおりです。
172	13	第 4	1				対象施設の立地に関する事項	「国と選定事業者が別途締結する土地の賃貸借契約」は入札公告時に土地の賃貸借契約書(ドラフト)をお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	13	第 4	1				権利関係	国と選定事業者が別途締結する土地の賃貸借契約の案文を入札説明書で示していただけるでしょうか。	No172 の回答を参照ください。
174	13	第 4	1				対象施設の立地に関する事項	立地については、国が那覇空港の用地として借地するとありますが、建設期間を含めて使用貸借契約を結ぶとの理解で宜しいでしょうか(賃貸借契約に基づきとありますが、無償であれば使用貸借契約ではないでしょうか)。また国と所有者との間の使用貸借の契約期間をお示しください。	入札説明書等に示します。
175	14	第 6	2	(2)			国の事由により本事業の継続が困難になった場合	違約金等費用についてのお考えを具体的にお示しいただけませんか。	入札説明書等に示します。

2. リスク分担案に関する質問及び回答

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
176	i	(1)	①	表 A-1	NO2	表 A-1 国が管理する主なリスク	全期間共通の事業用地のリスクの影響で、事業の開始が遅れる場合は、全体のスケジュールがそのままスライドするものという理解でよろしいでしょうか。	契約期間の変更は行いません。
177	i	(1)	①	表 A-1	NO4	表 A-1 国が管理する主なリスク	近隣住民への説明等対応については対策費用も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	i	(1)	①	表 A-1	NO8	表 A-1 国が管理する主なリスク	直轄工事の変更とありますが、PFI 工事と一体となって、PFI 工事費に影響する直轄工事とは何でしょうか？	工期上、直接影響する直轄工事は、航空保安用電源設備工事を予定しています。詳細は要求水準書(案)を参照ください。
179	i	(1)	①	表 A-1	NO9	表 A-1 国が管理する主なリスク	直轄工事の遅れとありますが、PFI 工事の遅延に繋がるような、PFI 工事に先行する直轄工事とは何でしょうか？	PFI 工事に先行する直轄工事は予定していません。工期上、施設引渡前に調整が必要な直轄工事は、No178 の回答を参照ください。
180	ii	(1)	②	表 A-2	NO11	選定事業者が管理するリスク	新本館建設に必要な申請手続きにかかる期間を 2p に記載された設計期間にて審査完了出来るとする根拠はあるのでしょうか。申請期間が必要であるとみなされた場合、設計期間の見直しが考えられるのでしょうか。	2P の設計期間は、目安であり、設計を本期間中に終了することを規定するものではありません。あくまでも、設計及び建設工事を踏まえ、引渡期限までに国に施設を引き渡すことが条件となります。
181	ii	(1)	②	表 A-2	No13	環境影響	環境影響に記載されている「有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気等」のリスクは、維持管理期間においては施設の運用方法に拠る場合も考えられ、選定事業者が管理出来ない場合もあると考えられます。このリスクは「設計・建設期間」に該当するものとし、維持管理期間では「要求水準書に定められた範囲内」として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、維持管理期間中において国の事由による場合は国が当該リスクを負担します。
182	ii	(1)	②	表 A-2	NO15	表 A-2 選定事業者が管理する主なリスク	近隣対応範囲について規定はありますか。	特にありません。なお、空港内事業者に対して国が実施する説明会等への対応については協力願います。
183	ii	(1)	②	表 A-2	NO24	表 A-2 選定事業者が管理する主なリスク	電波障害対策の範囲は近隣住民との理解でよろしいでしょうか。	テレビ受信障害に関する対策範囲は、No182 の回答を参照ください。
184	ii	(1)	②	表 A-2	No28	選定事業者が管理するリスク	No28 に運営開始遅延との記載がありますが「運営」業務としてはどのような業務を想定されておられますでしょうか。	「運営開始」は、「維持管理業務の開始」に訂正します。
185	ii	(1)	②	表 A-2	No30	セキュリティ	「事件の発生等」は、民間に管理できる限界を超えているので、国が管理すべきではないでしょうか？	(注 4)に記載のとおり、要求水準書に定められた範囲内としており、原文のとおりとします。
186	ii	(1)	②	表 A-2	NO30	表 A-2 選定事業者が管理するリスク	セキュリティに関するリスク分担において、警備業務や警備機器において事業者に過失がない場合、進入や事件による損害については不可抗力事由による負担割合になるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
187	iv	(2)		表 A-3	No33	金利変動	基準金利決定日は事業契約締結日と読みとれますが、事業契約締結日とするとスワップ取引の基準となる日付が確定しないため、金利リスクのヘッジが困難となります。特定の日時をご指定いただく方が金利水準も有利となること、また、基準金利決定日は施設引渡し日に近い程有利になることから、基準金利決定日をご再考頂きたくお願い致します	実施方針の規定は、事業契約締結時に基準金利以外には決定するという意味で記しています。なお、基準金利の確定日については、入札説明書等に示します。
188	iv	(2)		表 A-3	NO33	表 A-3 国及び選定事業者が管理できないリスクの費用負担	事業契約締結日以降は選定事業者負担 となっていますが、これは「割賦金利の基準金利決定日が事業契約締結日」という意味でしょうか？	No187 の回答を参照ください。
189	iv	(2)		表 A-3	NO33	表 A-3 国及び選定事業者が管理できないリスクの費用負担	割賦金利の基準金利決定日は、施設完成・引渡日の例えば3営業日前にならないのでしょうか？	No187 の回答を参照ください。
190	iv	(2)		表 A-3	NO33	国及び選定事業者が管理できないリスクの費用負担：金利変動	事業契約締結日までの金利変動は国、事業契約締結日以降の金利変動は選定事業者となっていますが、本件の場合、基準金利確定は事業契約締結日とのことでしょうか。この場合、基準金利確定から施設引渡しまで1.5年間の金利変動リスクは選定事業者が負担しなければならず、ファイナンス組成上リスクプレミアムを見込まざるを得なくなり、結果的にVFMの低下になるものと思料します。基準金利の確定時期を、施設引渡し日の2営業日前等にしていただくことは可能でしょうか。	No187 の回答を参照ください。
191	iv	(2)		表 A-3	No34	物価変動	本施設の整備業務に係る対価の元本に含まれる費用項目の物価変動については選定事業者の負担とされていますが、解体工事については、入札提案時から工事着工まで3年超の期間があり、建設資機材の価格がインフレに影響されることも想定されることから、解体工事費については物価変動による改定の対象として頂きたくお願い致します。	ご意見として承ります。
192	iv	(2)		表 A-3	No34 (注6)	物価変動	(注6)に「ただし、変動率が一定水準以下の場合等には、見直しは行わない。」とありますが、一定水準とは具体的に示されると理解してよろしいでしょうか？	入札説明書等に示します。
193	iv	(2)		表 A-3	NO34 (注6)	国及び選定事業者が管理できないリスクの費用負担：変動率	変動率が一定水準以下の場合とありますが、一定水準の数字をご教示ください。	No192 の回答を参照ください。
194	iv	(2)		表 A-3	No35	不可抗力【後半】 天災（定めた範囲を超えるもの）、 人的災害、他	ここに挙げられた項目は、民間に管理できる限界を超えているので、国が管理すべきではないでしょうか？	原文のとおりとします。